

「一般包括輸出許可等について」の一部改正について

「一般包括輸出許可等について」（平成 8 年 9 月 6 日付け 8 貿局第 3 7 6 号・輸出注意事項 8 第 2 1 号）の一部を下記のように改正し、平成 1 2 年 1 2 月 2 7 日から実施する。

記

別記第 5 の 1 4 の文中「八」を「二」に改める。

別記第 7 の 5 の文中「の第 1 号のイから八までのすべての要件に該当するもの又は暗号特例告示」を削る。

別記第 7 の 6 の文中「暗号特例告示の第 1 号のイから八までのすべての要件に該当するもの、」を削る。

別記第 8 の 2 5 の文中「第 3 号イ、ロ、二、ホ若しくはへ」を「第 3 号イ、へ、ト若しくはチ」に改める。